

アルコニックスグループ 人権方針

代表取締役 社長執行役員 CEO

手代木 洋

アルコニックスは、非鉄金属の取引を通じて、新たな価値を創造し、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、経営理念として、法令・企業倫理を遵守し、公明正大かつ透明性の高い経営を行い、誠実で信頼されるグループへ成長すること、また、株主、取引先、従業員、地域社会との良好な関係を維持し、「良き企業市民」としての責務を果たすことを掲げており、その活動の規範である行動規範において人権の尊重を宣言して事業活動を行っています。

この度、アルコニックスグループでは、当社グループの事業活動が人権に負の影響を与える可能性を理解し、経営理念に基づき、株主、取引先、従業員、地域社会等の当社グループの事業に関連するステークホルダーの人権の尊重に取り組むためにこの人権方針（以下、「本方針」という。）を定めます。

本方針は、当社グループの役職員（パートタイマー・アルバイト・受入出向者・派遣社員を含む。）に適用されます。また、今後は、当社グループのサプライチェーン上の企業およびその他のビジネス上の関係先に対して、本方針を支持し、本方針に従って、人権を尊重した事業活動を行うよう期待し、共に人権尊重の取組みを推進することを目指します。

1. 国際人権基準および関係法令の遵守

アルコニックスグループは、「国際人権章典」※、並びに国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、各国・地域の法令を遵守し、これらに従った事業を行います。万一、各国・地域の法令等やその執行によって国際的な人権が適切に保護されていない場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

※「世界人権宣言」、並びにこれを条約化した主要文書である「市民的小よび政治的権利に関する国際規約」、および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の 3 つの文書の総称です。

2. 人権の尊重の実践

アルコニックスグループでは、人権を尊重し、以下を実践してまいります。

- 児童労働・強制労働を認めません。
- 国籍、人種、民族、信条、年齢、性別、社会的身分、宗教、性的指向、性自認、障がい等、いかなる理由による差別や人権侵害も行いません。
- 責任ある原材料および鉱物調達に取り組みます。
- 従業員の結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。
- 労働関係法令を遵守し、従業員の労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理するとともに、労働環境におけるハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを含む。）を未然に防止し、従業員が能力・創造性を発揮できる環境を整備し、従業員が健康で安全・安心に働き続けることができる労働環境の維持・向上に努めます。

3. 人権デューディリジェンス

アルコニックスグループは、継続的な人権デューディリジェンスの実施、アルコニックスグループの事業活動により引き起こされる若しくは助長される、又はアルコニックスグループの事業・製品・サービスと直接関連する人権への負の影響の特定・評価、その負の影響の防止・軽減に取り組みます。

4. 是正・救済

アルコニックスグループは、当社グループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こし、あるいはサプライチェーン等の取引関係を通じて人権への負の影響を助長していることが明らかになった場合は、適切な手続を通じて、その是正・救済に取り組みます。また、当社グループの事業活動および製品・サービスが、関係者を通じて、人権に対する負の影響に直接関連したことが明らかとなった、又はその関連が疑われる場合、関係者への働きかけを通じて、その是正・救済に取り組みます。

5. 対話・協議

アルコニックスグループは、当社グループの事業活動における人権への負の影響について、社内のみならず、社外からの人権に関する専門的知見を収集するとともに、株主、取引先、従業員、地域社会等、当社グループの事業に関連するステークホルダーの皆様と真摯に対話・協議してまいります。

6. 教育・研修

アルコニックスグループは、役職員が本方針を正しく理解し、業務において本方針に基づいた行動が実践されるように、継続的に必要な教育・研修を行います。

7. 定期的な報告

アルコニックスグループは、本方針に掲げる人権尊重に向けた取組みおよび進捗状況について、各種報告書およびウェブサイト等を通して、定期的に報告します。